



スポーツ振興基金助成金(アスリート助成)の返還について

このたび、標記助成金を受給していた水泳選手に対し、令和元年8月2日付けで、平成30年3月2日のドーピング検査におけるアンチ・ドーピング規則違反に関して2年間の資格停止処分(平成30年5月15日～令和2年5月14日)が確定したことから、スポーツ振興基金助成金交付要綱第16条第1項第5号の「世界ドーピング防止規程を遵守していないと認められる場合」に該当するものとして、令和元年8月9日付けで、下記のとおり、該当選手に係る標記助成金の交付決定を取り消すとともに、助成金の返還を命ずる通知を送付しましたので、お知らせいたします。

記

1 助成決定者

古賀淳也 選手

2 対象となる助成金及び返還すべき助成金額

平成29年度スポーツ振興基金助成金(アスリート助成) 90万円

※上記に加え、スポーツ振興基金助成金交付要綱第18条第1項に定める加算金を納付

3 返還期限

令和元年8月28日(水)

4 その他

資格停止処分が解除されるまでは、スポーツ振興基金助成金を受給することはできない。

【スポーツ振興基金助成金交付要綱第18条第1項】

助成決定者は、第16条第1項第1号から第6号の理由により交付の決定を取り消され、前条第1項の規定による助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95%の割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。